

(別添)

平成 20 年度国内産農産物における農薬の使用状況及び残留状況調査結果
(概要)

1 調査の目的

「食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング年次計画」に基づき、我が国の農産物販売農家における農薬の使用状況及び産地段階における農産物への農薬の残留状況を把握し、農薬のリスク管理に係る施策の企画立案のための基礎資料を得るとともに、調査結果に基づく所要の指導を通じて、農薬の適正使用の推進を図り、農産物の安全性の向上を図ることを目的とする。

2 使用状況調査

(1) 調査方法

平成 20 年度の調査は、穀類、大豆、野菜及び果実の農産物を生産している農家 4,729 戸を対象とした。それらの農家が、地方農政事務所等から配布された農薬使用状況等記入簿に農薬の使用状況を記帳し、地方農政事務所等は農産物の出荷時期に当該記入簿を回収した。この記入簿に記帳された内容をもとに、使用された農薬の適用農作物、使用量又は希釈倍数、使用時期及び使用回数の確認を行った。

(2) 調査結果（概況）（別表 1）

調査対象とした 4,729 戸の農産物販売農家のうち、4,717 戸（99.7 %）の農家は適正に使用していることが認められた。12 戸の農家で、以下のような 14 件（のべ件数）の不適正な使用が認められた。

①不適正な使用の主な事例（複数回答あり）

- ア 使用してはいけない作物へ誤って使用した事例（4 件）
- イ 使用量又は希釈倍数が適切でなかった事例（3 件）
- ウ 使用時期を誤って使用した事例（5 件）
- エ 使用回数を誤って使用した事例（2 件）

②不適正な使用が多く認められた作物

いちご、ほうれんそう

（注）のべ件数：1 戸の農家で 2 種類の不適正な使用が認められた場合、2 件として計算

(参考)

調査年度	調査農家数	農薬の 総使用回数	不適正使用 のあった 農家数	不適正使用のあった農家のうち			
				誤った作物に 使用した 農家数	誤った使用量 又は希釈倍数 で使用した 農家数	誤った時期に 使用した 農家数	誤った回数で 使用した 農家数
平成 15 年 度	3,820	26,599	80 (2.1%)	25 (0.7%)	—	21 (0.5%)	43 (1.1%)
16	3,881	32,704	29 (0.7%)	5 (0.1%)	5 (0.1%)	9 (0.2%)	11 (0.3%)
17	4,256	39,215	18 (0.4%)	4 (0.1%)	4 (0.1%)	8 (0.2%)	4 (0.1%)
18	4,002	42,071	11 (0.3%)	3 (0.1%)	3 (0.1%)	3 (0.1%)	2 (0.0%)
19	4,741	49,291	15 (0.3%)	3 (0.1%)	4 (0.1%)	5 (0.1%)	4 (0.1%)
20	4,729	42,059	12 (0.3%)	4 (0.1%)	3 (0.1%)	5 (0.1%)	2 (0.0%)

注) ①平成 18 年度以降は従来の野菜及び果実に加え、米、小麦及び大豆も調査対象としている。

②平成 15 年度は、使用量又は希釈倍数については調査対象外。

3 農薬残留状況調査

(1) 調査方法

①試料点数

調査対象となる各農産物の出荷量等を勘案しつつ、1,428 点（穀類及び豆類（149 点）、野菜及び果実（1,279 点））の試料を調査対象とすることとし、都道府県に割り当てた。

②試料採取方法

2 の使用状況調査を実施した農家のうち、試料の提供及び残留農薬の調査実施に了解が得られた農家が生産した出荷段階の農産物を調査対象試料とし、穀類及び豆類は無作為に採取して合成縮分の上 1 kg 以上となるよう、野菜及び果実は無作為に 5 個以上かつ合計重量が 2 kg 以上となるよう採取した。

③分析方法

ア 分析対象農薬

調査対象となる各農産物に使用が認められた農薬のうち、分析法が確立している農薬を選定した。

イ 分析法

「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である試験法について」（平成 17 年 1 月 24 日付け食安発第 0124001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）の別添の第 2 章（一斉試験法）及び第 3 章（個別試験法）に定められた試験法及び精製溶媒に一部修正を加えた試験法を用いて分析した。

④定量限界

各農薬ごとに残留基準値の 10 分の 1 以下となるよう設定した。（別表 3 及び 4）

⑤妥当性確認

代表的な作物と農薬の組合せで添加回収試験を実施した。回収率は 70 %～ 120 % の範囲であった。

（2）調査結果（概況）（別表 3 及び 4）

1,428 点の試料のうち、定量限界以上の農薬が検出された試料は、合計 1,166 点（のべ点数）であった。

また、調査したすべての試料において、食品衛生法に基づく残留農薬基準を超える農薬はなかった。

（注）のべ点数：1 試料から 2 種類の農薬が検出された場合、2 点として計算

4 調査結果を受けた対応

- ① 不適正な使用が認められた農家に対して、地方農政事務所等及び都道府県が農薬の適正使用の徹底を図るよう指導した。
- ② 今回の調査結果を都道府県に通知するとともに、農家等使用者に対して改めて農薬の適正使用の周知徹底を図るよう要請した。
- ③ 都道府県等による農家等に対する農薬の適正使用の指導等に活用するため、平成 21 年度も同様の調査を実施しており、平成 22 年度以降も農薬の使用状況及び残留状況の調査を継続する予定である。
- ④ その際、調査対象の農産物に使用が確認された農薬を分析し、作物残留の傾向を把握することとしている。なお、調査内容については、これまでの調査結果をもとに見直しを行っている。